

た。今年度は、外観目視による実態調査や抽出した約100件の所有者等へのアンケート調査、特定空家等の判定基準を作成するためのサンプル調査を行っている。

問 空家対策等の方向性は。

答 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条による空家等対策計画の策定に向けて、進めており具体的な内容や時期は説明できない。空家等対策協議会の設置を行った後に、実態調査の内容を踏まえて検討を進めたい。

問 空家を撤去し更地にするのと、固定資産税が3倍から6倍と高くなるため、撤去後の利用や売却の見込みがない所有者は撤去に躊躇することもある。撤去費用等の補助事業や減税措置等の対策は。

答 建物があると固定資産税の評価額を6分の1や3分の1に減額する特例措置がある。建物が除去されると、特例から外れ税負担が大きくなる。特別措置法に基づき除去勧告を受けた特定空家等の土地も、住宅用の特例対象から外れる。現在、特定空家はないが、認定されると特例から外れる。本市の減免要綱には、空家を

撤去した場合の減免措置は規定しておらず、今後、空家等対策協議会で、あらゆる方面から検討する。

問 防火防犯上、放置されている空地等に対する対策は。

答 地域住民の生活環境の保全を目的に、隣接の空地等で放置された雑草等により生活環境に不安があるなどの申し出があった場合、現場確認した上で、所有者等に適正な維持管理と市環境行政への協力依頼の文書を送付している。実績として平成26年度は49件、平成27年度は39件に発送している。

問 小まめに文書発送する必要がある。目立つような色付き封筒で送るなどの工夫もできると思うが、文書発送後、それに応えてくれた件数は。

答 平成26年度は草刈り件数が10件、平成27年度は4件確認している。

問 先進事例として所沢市で平成22年に「空き家等の適正管理に関する条例」が制定されて以降、各地で条例の制定が進んでいる。本市も条例制定すべきでは。

答 必要に応じて空家等対策協議会の意見を踏まえ、条例

の制定も検討していきたい。**問** 伊賀市で、「空き家化の予防」「空き家の適正管理の推進」などを掲げ、「伊賀流空き家バンクの構築」など、定住促進、人口増に向けた取り組みをしている。このような先進地事例等を参考に、空家バンク制度の導入を検討するべきでは。

答 市内の民間NPO団体が、所有者と利用者をつなぎ合わせる活動を行っており、これらの団体と空家相談会や調査などの連携を進めている。空家の活用を促進するには、所有者が安心して情報提供でき、利用者が建物の正確な情報を入手できる必要がある。地域的な特性はあるが、他市町村の動向も注視し、空家を活用したい。

問 平成29年1月から空家等対策協議会が本格的に稼働するが、その可能性の見解と、高齢者対策の市長の考えは。

答 空家が多くなってきたのは実感している。空家対策は個々の問題ではなく、まちづくりの中でこれを捉えていきたい。高齢者対策は、先頭を走っており、これまで以上にしっかりとしたものにし

ていきたい。

一般質問
河合 正
いづれの業にも所属しない賢

地域のアイデンティティーとまちづくり



下ツ道・横大路交差点・八木札の辻交流館

がアイデンティティーにつながる施策、指針であると思うが、子どもたちが将来住む地域や育った地域に「誇りと愛情が持てるような」という表現も必要では。

答 本市の教育は、郷土の歴史文化遺産や文化財、伝統芸能等に対する理解を深め、郷土を愛し、誇れる児童生徒の育成を目指した学習の充実に努め、持続可能な地域社会のあり方を考える学びへと発展することを目指している。

問 具体的な事例は。

答 今井小学校では、今井の町のチェックポイントをクイズに答えながら散策する「はじめましてハイキング」や、総合学習では、地域住民に協力してもらい、今井町の文化財や仕事、歴史を学んでいる。白檀北等の小学校では、「大和路まほろば2dayウォーク」で、ふるさと歴史新聞と称した壁新聞を作成、展示を行い、地域の歴史遺産を身近に感じ、そのスケールの大きさや役割を効果的に理解し、自分達の住んでいる地域にすばらしい歴史遺産があることを誇らしげに思う気持ちにつながったと考えている。

問 28年度「檀原の教育」に、学校教育の具体目標の9項目のうち「互いの人権を尊重し合い、一人一人をかけがえない存在として、ちがいを豊かさとしてとらえ、つながりを大切に心や態度を育てる」、「郷土や自国の歴史・文化を大切にするとともに、国際理解を深め、互いに尊重し合う態度を育てる」の2項目